相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区等持院南町八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北川　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

京都市中京区御池通柳馬場角　京都朝日ビル九階　京都成蹊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　**吉松　裕子**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡白浜町安居六一六番地、最後の住所大阪市東住吉区山坂五丁目一四番二号　被相続人　亡　小田　昌史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階

相続財産管理人　弁護士　関根　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字鶴賀二一三六番地、最後の住所奈良市六条西五丁目二番一六号　被相続人　亡　松本　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

奈良市油阪町四五六番地　第二森田ビル三階　そらいろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小城　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市中一八五番地一、最後の住所和歌山県和歌山市中二七五番地　被相続人　亡　貴志　全惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

事務所和歌山県橋本市東家一丁目一番一五号ファーサードビル二階　紀北はしもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古田　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字山田三四七八番地、最後の住所山口県萩市大字山田三四七一番地一　被相続人　亡　佐々木龍夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

山口県萩市大字江崎一一〇四番地一　ながたに法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長谷　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市早良区高取一丁目七六番地、最後の住所福岡県八女市黒木町本分四二八〇番地六　被相続人　亡　遠藤　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

福岡県久留米市櫛原町八一番地一〇　相続財産管理人　弁護士　大石　昌彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市川床町三九五番地五、最後の住所福岡県久留米市山川追分一丁目七番三三号稲益アパート北側一〇三号　被相続人　亡　荒木　竜也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十一日

福岡県久留米市原古賀町三〇番地一　ＩＫＥＤＡビル五階Ａ号室　きたむら法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北村　哲

無縁墳墓等改葬公告

残土置場のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年二月二十一日

一、墳墓等所在地　高知市春野町仁ノ字下宮田四一四三番五

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　渡辺アヤ子、渡辺重喜、渡辺喜四郎、渡辺鶴亀、渡辺清寿

一、改葬を行おうとする者　高知市一ツ橋町二丁目一七八番地　和住株式会社　代表取締役　横矢　忠

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年2月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①カシオ栄進株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3637号　④カシオ栄進株式会社　東京都渋谷区本町一丁目６番２号　代表取締役　堀内昭雄　⑤本社営業所　東京都渋谷区本町一丁目６番２号　⑥平成８年３月28日　⑧平成30年１月15日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区本町一丁目６番２号　カシオ栄進株式会社　代表取締役　堀内昭雄